

情報提供

【資料5-1】内閣府からの情報提供

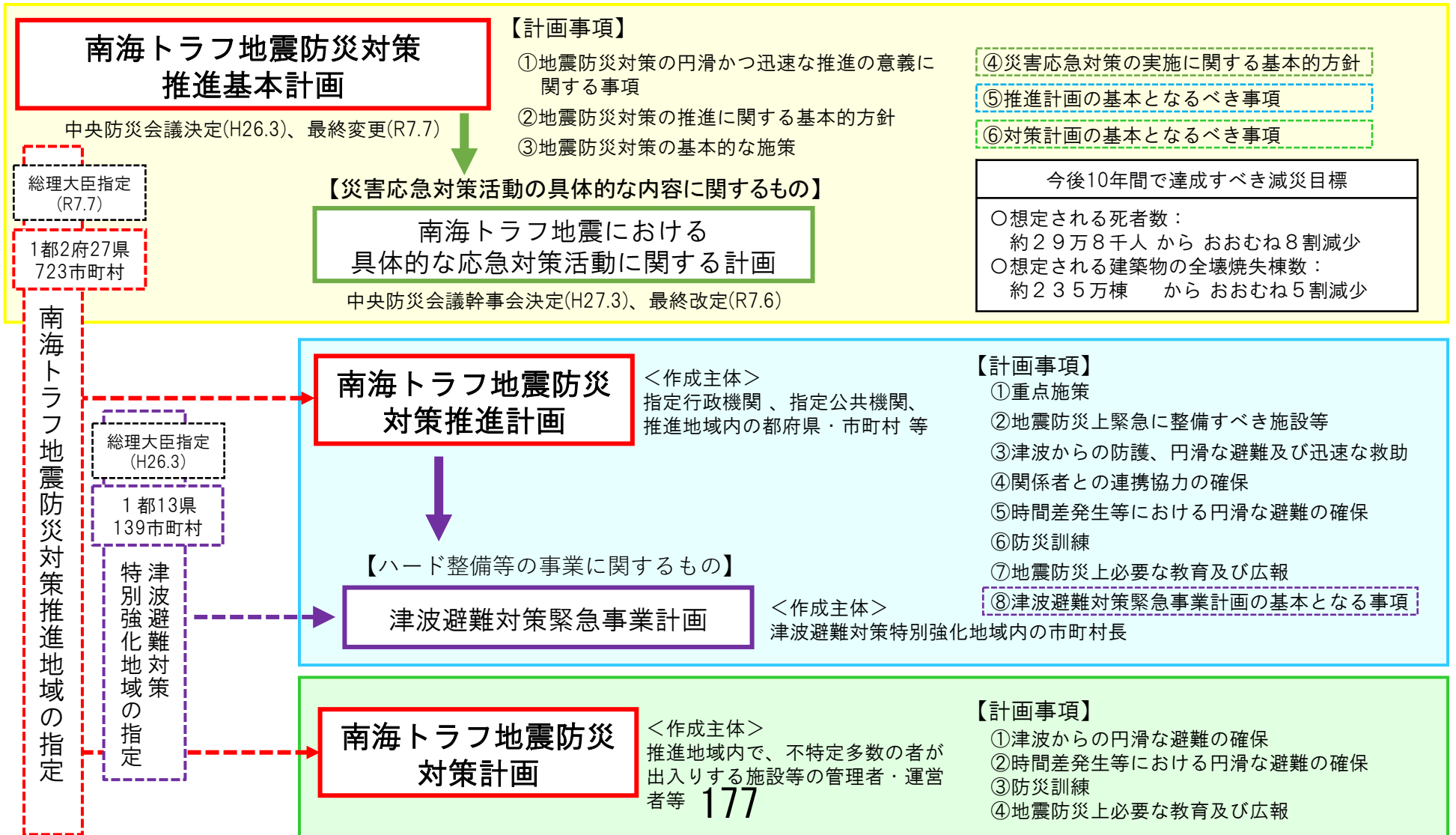
【資料5-2】中部地方整備局からの情報提供

南海トラフ地震防災対策推進基本計画について

令和8年6月2日
内閣府政策統括官（防災担当）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策の体系

○ 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定があった場合、中央防災会議は「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を作成するとともに、関係機関は各種計画を作成。



【参考】南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定について

～中央防災会議のワーキンググループによる想定(R7.3)、関係都府県の意見、中央防災会議の答申をもとに、地域指定を実施(R7.7)～

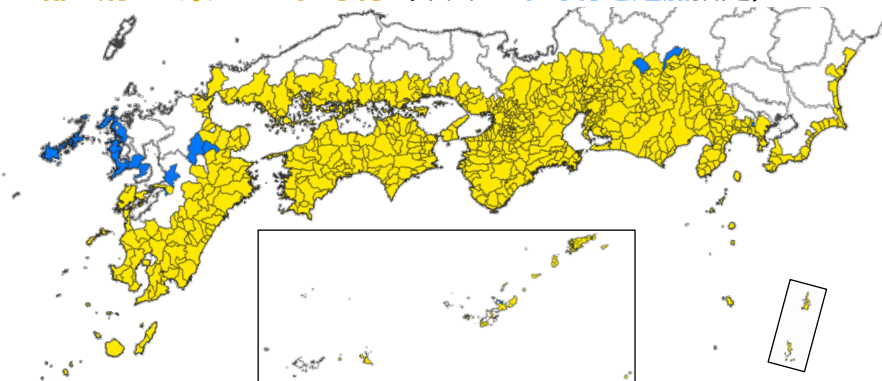
南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に、**著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）**として指定。（法第3条第1項）

＜指定基準の概要＞

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 過去の被災履歴への配慮、防災体制の確保

1都2府27県723市町村（今回**16市町村**を追加指定）



神奈川県(1市追加)	綾瀬市
長野県(2市村追加)	塩尻市、王滝村
長崎県(8市町追加)	長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市、新上五島町
熊本県(2市町追加)	熊本市、氷川町
大分県(2市町追加)	日田市、玖珠町
沖縄県(1村追加)	今帰仁村

H26指定
 今回追加指定

※指定行政機関、指定公共機関、推進地域内の都府県・市町村等は、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成。

※推進地域内で、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者・運営者等は、「南海トラフ地震防災対策計画」を作成。

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に**特に著しい津波災害が生じるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）**として指定。（法第10条第1項）

＜指定基準の概要＞

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域（地震の揺れに伴う堤防の沈下等の設定による津波到達前の浸水はみなさない）
- 特別強化地域の候補市町村に含まれた沿岸市町村
- 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保（浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮）

1都13県139市町村（今回追加指定等なし）

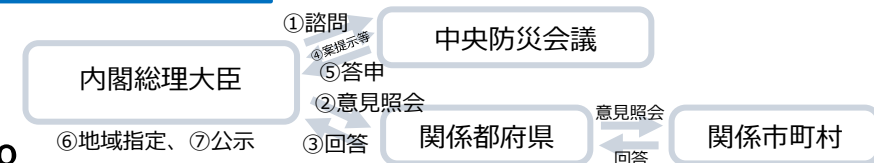


H26指定

※関係市町村は「津波避難対策緊急事業計画」を作成。

※津波避難場所等の整備事業の補助等の高上げあり(国の負担割合2/3)。

指定までの流れ



南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月1日中央防災会議決定）の概要

- 南海トラフ地震防災対策推進基本計画は、**南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法**に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため、中央防災会議が作成し、実施を推進。
- 令和7年3月に公表された、**中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおける新たな被害想定**等を踏まえ、**令和7年7月1日に、基本計画を変更**（平成26年3月作成、令和元年5月変更、令和3年5月変更、令和7年7月変更）

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の構成

第1章 地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

予断を持たずに**最悪の被害様相を念頭においた上で**、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることの重要性を提示

第2章 地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、**様々な主体が連携**をとって、計画的かつ速やかに実施すべき内容の基本的方針を整理

第3章 地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、**想定死者数の8割減、想定全壊焼失棟数の5割減**を達成するための**具体的な目標及びその達成期間**を提示。

第4章 災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時に南海トラフ地震の特徴を踏まえた上で**災害応急対策を推進するための留意事項**を整理。

第5章 地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関、指定公共機関及び関係都府県・市町村地方防災会議が定める「**推進計画**」に記載すべき事項を整理。

第6章 地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の**関係施設管理者、事業者等**が定める「**対策計画**」に記載すべき事項を整理

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針（第2章）

「命を守る」「命をつなぐ」対策の重点化（第1節）

○地震・津波から命と社会を守るための「**命を守る**」対策と、直接的被害から助かった命や生活を維持するための

「**命をつなぐ**」対策について、**重点的に推進**

※「**命を守る**」「**命をつなぐ**」対策は、特に重要な施策として、**具体目標(第3章)を定め、重点的にモニタリングを実施**

災害関連死防止のための生活環境整備等（第5節）

○「**場所（避難所）の支援**」から「**人（避難者）の支援**」へ**考え方を転換**

○発災直後からの避難者の良好な生活環境の整備

○応急の生活インフラや保健・医療・福祉の供給体制の確立

○在宅避難、広域避難の推進

時間差をにおいて発生する地震への対策等の推進（第7節）

○**臨時情報発表時に取るべき具体的な行動の事前の検討**

○国、地方公共団体による臨時情報の正確かつ迅速な国民等への伝達

○臨時情報に係る平時からの周知・広報と、自ら考える意識の醸成

○後発地震に対する措置の継続的な検討・改善

複数の災害等への同時対応（第8節）

○暴風・大雨・土砂災害・火山噴火・原子力災害等の**複合災害に備えたそれぞれの災害ごとの対策の充実と、より厳しい事象を考慮した対策**の実施

○感染症に備えた避難施設の環境改善の検討

主体的に防災対策に取り組む社会の醸成（第9節）

○「自らの命は自らが守る」という意識の下、**国民主体の取組による防災意識の高い地域社会の構築**

○社会全体での自助・共助・公助による災害対策推進、要配慮者の支援

○防災・減災に取り組む主体への社会的評価向上の意識醸成

進捗や効果の定期的かつ継続的な把握（第13節）

○各種防災対策の進捗状況の把握や課題の共有等を図るため、各分野の専門家の意見を聞きながら、**毎年フォローアップを実施**

○必要に応じ、**基本計画の見直しを機動的に実施**

南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策（第3章）

新たな今後10年の減災目標の設定

- 想定される死者数 : 約29万8千人から おおむね **8割減少**
- 想定される建築物の全壊焼失棟数 : 約235万棟から おおむね **5割減少**

※ 備蓄等の地震発生への備えやライフライン・インフラ等の直接的被害の軽減や機能の確保のための取組により、災害関連死や経済的被害を最大限減らすことを目指す

減災目標達成に向けた施策の推進

具体目標の数 : 48個 → **205個に拡充**

- 減災目標を達成するための各種施策の推進に当たっては、具体目標を定め進捗状況を把握・評価。
- 具体目標は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に切り出した目標を新たに設定。
 - ※ 国土強靱化実施中期計画等を踏まえたものを設定
 - ※ 防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを実施
- 「命を守る」「命をつなぐ」ために特に重要な施策については、特に重要な具体目標を定めた上で、重点的にモニタリングを実施することで推進。

具体的に実施すべき主な対策

① 社会全体における
防災意識の醸成・
総合的な
防災体制の構築

② 被害の絶対量を
減らす取組

③ ライフライン・
インフラの強化
181

④ 救助体制・
救急救命を強化する
施策・防災DX

⑤ 被災者支援、
災害関連死防止
の対策

具体的に実施すべき主な対策

① 社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築

安全で確実な避難の確保

○ 津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施

水害ハザードマップ作成の手引きの普及促進、海底地形データの提供により、市町村の津波ハザードマップの作成支援を行うとともに、防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促す。

【具体目標】

- ・ 津波災害警戒区域が指定されている市区町村のうち、最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合
＜推進地域（市町村）＞ 100%【R 12】

防災教育・防災訓練の充実

○ 防災教育の推進

防災教育の推進により、地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。

【具体目標】

- ・ 災害安全について指導している学校の割合
＜全国＞ 100%【毎年度】（95.6%【R 5】）

NPO・ボランティア団体等民間主体との連携

○ ボランティア活動の実施に向けた環境整備

多様な主体間における連携を促進し、ボランティアが活動するための環境整備を推進する。

【具体目標】

- ・ 都道府県域における災害中間支援組織の設置率
＜推進地域（都府県）＞ 100%【R 12】（55%【R 5】）

広域連携・支援体制の確立

○ 地方公共団体の受援体制の確保

受援計画作成の手引きの充実や研修の実施により、地方公共団体における受援計画の策定を推進する。

【具体目標】

- ・ 地方公共団体の受援計画の策定率
＜推進地域（市町村）＞ 100%【R 15】（80%【R 6】）

具体的に実施すべき主な対策

②被害の絶対量を減らす取組

建築物の耐震化等

○住宅等の耐震化

耐震性が不十分な住宅・建築物について、耐震診断、耐震改修及び建替え等の耐震化を図るとともに、資金不足等でやむを得ず本格的な耐震改修等を行えない場合でも段階的又は部分的な耐震改修工事の実施、耐震シェルターや耐震ベッド等の導入等を図る。

【具体目標】

- ・ 居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）
＜推進地域（市町村（15,000人未満を除く。））＞
耐震性が不十分なものをおおむね解消【R 17】※（90%【R 5】）

○家具の固定、ガラス等の飛散防止の対策

対策の普及を図るとともに、ウェブサイト、パンフレット、SNS等の活用や小売業者等との連携等により家具の固定についての周知を図る。

【具体目標】

- ・ 家具の固定率 <全国> 60%【R 17】（36%【R 4】）

津波に強い地域構造の構築

○海岸保全施設整備の推進

津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。

【具体目標】

- ・ 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応（必要な堤防高を確保）した海岸堤防等の整備完了率
＜推進地域（市町村）＞50%【R 12】（42%【R 5】）

○避難場所・避難経路の整備

津波避難タワー等の避難場所の整備や、早期避難が可能となるよう、海岸堤防スロープ等の避難経路の整備を推進する。

【具体目標】

- ・ 災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概成した割合
＜推進地域（市町村）＞45%【R 12】（10%【R 5】）

具体的に実施すべき主な対策

③ ライフライン・インフラの強化

ライフライン施設の耐震化等

○発電・送電システムの耐震化等

長期的かつ広範囲に電力供給支障が生じないよう、発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図る。

電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策を実施する。

【具体目標】

- ・電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路における無電柱化整備完了率
＜推進地域(市町村)＞ 69%【R 12】（62%【R 5】）

○上下水道施設の耐震化

上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等を図る。

【具体目標】

- ・給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合
＜推進地域（都府県）＞ 32%【R 12】（12%【R 5】）

インフラ施設の耐震化等

○交通インフラの機能維持に向けた対策

道路、鉄道、港湾、空港における発災後の機能維持に向けて、施設の耐震化や津波からの浸水対策等の取組を進める。

【具体目標】

- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率
＜推進地域(市町村)＞ 90%【R 12】（84%【R 5】）

基幹交通網の確保

○早期復旧に向けた体制構築

ライフライン、インフラの早期復旧のため、要員の確保や資機材の配備、情報提供方法等をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図る。

【具体目標】

- ・道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練実施率
＜推進地域（7ブロック）＞ 100%【R 8】

具体的に実施すべき主な対策

④ 救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX

救急救命を強化する施策

○医療施設・社会福祉施設等の耐震化

災害時の医療の拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターのみならず、一般病院・診療所や社会福祉施設等の耐震性が不十分な建物について、耐震補強や非構造部材の対策等を図る。

【具体目標】

- ・ 災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関）の耐震化率
<推進地域(都府県)> 100%【R23】（82%【R4】）

○DMATの充実

DMATの養成や、DMAT事務局の体制を強化する。

【具体目標】

- ・ 各災害拠点病院におけるDMAT保有率（基幹災害拠点病院2チーム以上又は地域災害拠点病院1チーム以上）
<全国> 100%【毎年度】（100%【R6】）

救助体制を強化する施策・国による応援組織の充実

○TEC-FORCE活動の強化

TEC-FORCE活動計画を策定し、迅速な派遣が実施できる体制を構築する。また、TEC-FORCE活動計画に基づき迅速に活動できるよう、人材の育成や実践的な防災訓練の実施等のTEC-FORCEの災害対応能力向上を図る。

【具体目標】

- ・ TEC-FORCEによる被災状況把握等の高度化（DiMAPSをはじめとした情報集約ツールの開発等）への対応（訓練・研修・講習の受講）完了率
<全国> 100%【R12】（16%【R5】）

デジタル技術を活用した防災対策の推進

○新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の推進

関係機関の防災情報システムとのデータ自動連携により迅速に情報を集約・共有する防災デジタルプラットフォームを構築する。

【具体目標】

- ・ 地方公共団体等における新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用率
<全国（本システムの利用者である省庁、地方公共団体、指定公共機関）> 100%【R12】

具体的に実施すべき主な対策

⑤被災者支援、災害関連死防止の対策

避難者等への対応

○避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進

地震災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地としての機能を確保する。

【具体目標】

- ・ 広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能な給水施設の確保率
<推進地域(市町村)> 50%【R 12】※ (31%【R 4】)

※ ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

○キッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の創設

災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、ランドリーカー等の移動型車両・コンテナ等を被災地のニーズに応じて迅速に提供するため、所在情報の一元化などを推進する。

【具体目標】

- ・ 被災地の支援に向けたキッチンカー・トレーラーハウス等の登録制度に登録された車両数
<全国> 1,000台【R 12】※

※ 関係者へのヒアリング等から、登録制度の登録対象となり得ると想定される車両数

食料・水、生活必需品等の物資の調達

○備蓄の充実、物資の情報管理の整備

地方公共団体や住民等における備蓄の充実を進めるとともに、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みを整備する。

【具体目標】

- ・ 地方公共団体における新物資システム（B-PLo）の操作訓練参加率
<推進地域(都府県)> <推進地域(市町村)>
100%【R 12】

燃料の供給対策

○災害時に備えた燃料供給体制の確保

災害時に地域の燃料供給拠点となるサービスステーションの機能が確保されるよう災害対応訓練を実施する。
避難所となり得る施設や避難困難者が多数生じる施設への軽油やLPガス等の燃料の自衛的な備蓄等を促進する。

【具体目標】

- ・ 地域の燃料供給拠点となるサービスステーションにおける災害対応訓練実施率
<推進地域(都府県)> 100%【R 12】

南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項（第5章）

南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項（第6章） ※第6章も該当

○「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策を重点施策として推進

- ・ 事前の対策に費やせる時間と内容に限りがあることから、地域特性を踏まえた上で、直接死者数と災害関連死者数を減らす取組の中から、おおむね10年間で完遂するべき「重点施策」を具体的に定め推進する。

○地域ごとに被災状況を想定したシミュレーションやそれに基づく定量的分析等の実施

- ・ 局所的な地震とは異なる被害様相やそれに伴う対応が必要になる可能性があることから、被災状況を想定したシミュレーションなどを実施した上で、定量的な分析などを行うことで対策の実効性を高める。

○国による必要な支援の実施

- ・ 推進計画の実効性を高めるため、国が必要な支援を実施

※ 国は、地方公共団体が実施する南海トラフ地震防災対策推進計画の実効性を高め、「命を守る」「命をつなぐ」対策の実施を加速するため、地方公共団体との協働により、地域特性に応じた被災状況のシミュレーションや、それを踏まえた施策ごと・地域ごとの定量的な分析を通じ、各地域の重点施策の推進を図る。

○資機材・人員等の配備手配

- ・ 民間施設の利用、ボランティア等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化への対応

○避難場所及び避難所の運営や物資の備蓄・調達

- ・ 食事・トイレ・寝床等の生活必需品の確保、要配慮者への支援等（避難生活環境の向上による災害関連死防止）
- ・ 女性等の多様なニーズ、孤立する可能性がある地域等に応じた備蓄の推進

○臨時情報に係る対応の周知 ※

- ・ 外国人を含め、臨時情報に係る適確・迅速な情報提供の実施

南海トラフ地震防災対策推進基本計画 ～企業に求められること～

○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応

● 企業に求められること

以下を踏まえた自主的な事業継続計画（BCP）の策定と地域内外での企業間・業種を超えた連携の検討

- 事業継続計画（BCP）の策定
- 国内外の仕入れ先や生産拠点・流通拠点の複数化
- 経済中枢機能のバックアップ強化
- 重要なデータや業務システムの冗長化・分散管理

【具体目標】BCP策定完了率<全国>

- 大企業 76.4%【R5】 → 100%【R17】
- 中堅企業 45.5%【R5】 → 80%【R17】

● 地域金融機関や経済団体に求められること

事業者の経営状況や経営者の意向を踏まえつつ、地域産業の方向性等の将来を見据え、地域経済の強化に資する事業者支援を推進する

総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化

- 国、地方公共団体、事業者等は、所管する施設における事前対策及び災害応急対策にあたり、関連する施設との相互依存や関係性等を認識した上で、連携した対策を図る。
- 人的・物的資源の不足を顕現するため、以下の点で多様な主体の地域との連携・協力体制を構築し、総力を挙げた事前防災及び災害対応を推進する。
 - 防災目的での利用が可能な民間施設の活用
 - 事業者、NPO法人・ボランティア等の参加による地域貢献
 - 行政と事業者、又は事業者同士の協定締結や登録制度等

「行政が守る者、国民が守られる者」の考え方ではなく、「行政・地域・事業者国民が共に災害に立ち向かう」意識が重要。

そのためには、国、地方公共団体、地域、企業、NPO法人、ボランティア団体、国民一人ひとり等、様々な主体が総力を結集して南海トラフ地震に臨む必要がある。

《参考》南海トラフ地震防災対策推進計画・対策計画の作成例

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan
防災情報のページ

令和6年能登半島地震について

組織・予算・税制 | 災害情報 | **防災対策** | 被災者支援 | 広報・啓発活動 | 国際防災協力 | 会議・検討会

お役立ち情報 | 一般向け | 企業・団体向け | 地方自治体向け

防災対策制度

災害対策基本法

防災計画

行政の業務継続計画

民間との連携強化

自然災害対策

地震・津波対策

火山対策

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan
防災情報のページ

令和6年能登半島地震について

組織・予算・税制 | 災害情報 | 防災対策 | 被災者支援 | 広報・啓発活動 | 国際防災協力 | 会議・検討会

お役立ち情報 | 一般向け | 企業・団体向け | 地方自治体向け

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 防災情報のページ > 防災対策制度 > 地震・津波対策

地震・津波対策

11月5日は
津波防災の日 世界津波の日

- 1 大規模地震防災対策推進検討会
- 2 我が国の地震対策の概要 我が国で発生する震災、対策の流れ、法律等
- 3 大規模地震防災・減災対策大綱
- 4 大規模地震・津波災害応急対策対処方針
- 5 東海地震対策 概要、強化地域、被害想定、防災戦略、専門調査会等
- 6 南海トラフ地震対策 概要、強化地域、被害想定、防災戦略、専門調査会等
- 7 南海トラフ地震対策 ワーキンググループ、地震モデル検討会、対策協議会等
- 8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策 概要、推進地域、被害想定、防災戦略、専門調査会等
- 9 首都直下地震対策 概要、被害想定、防災戦略、専門調査会、ワーキンググループ、協議会等
- 10 中部圏・近畿圏直下地震対策 概要、被害想定、専門調査会等

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 防災情報のページ > 防災対策制度 > 地震・津波対策 > 南海トラフ地震対策

南海トラフ地震防災対策

新着情報

- 令和8年3月26日に南海トラフ地震臨時情報eラーニングを公開しました。(New)
- 令和7年8月7日に南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う防災対応のガイドラインを改訂しました。
- 令和7年7月1日に第45回中央防災会議にて南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更について決定されました。
- 令和7年7月1日に第45回中央防災会議の答申を踏まえて南海トラフ地震防災対策推進地域を指定しました。
- 令和7年3月31日に南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書を公表しました。
- 令和7年3月31日に南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会報告書を公表しました。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
 - 特別措置法 (e-Gov)
 - 施行令 (e-Gov)
 - 施行規則 (e-Gov)

推進地域・特別強化地域

- 地震防災対策推進地域・地震津波避難対策特別強化地域
 - 地図 R7.7 (PDF形式: 399KB)
 - 市町村一覧 R7.7 (PDF形式: 295KB)
 - 指定基準 R7.7 (PDF形式: 295KB)

震度分布、津波高等及び被害想定について

- 公表資料一覧

推進基本計画

- 南海トラフ法に基づく地震防災対策の体系 概要 R7.7 (PDF形式: 196KB)
- 推進計画 概要 R7.7 (PDF形式: 464KB) | 本文 R7.7 (PDF形式: 392KB)
- 推進計画作成例等 通知文 R7.7 (PDF形式: 402KB) | 作成例等 R7.7 (PDF形式: 2.0MB)